

メンター制度について

メンター

ふじ い あつし
藤井 淳史

人材開発統括官付 キャリア形成支援室
キャリアコンサルティング係長

メンティー

いな ば ゆうだい
稲葉 雄大

人材開発統括官付
若年者・キャリア形成支援担当参事官室
企画係

現在の業務



藤井

現在はキャリア形成支援室にて、キャリアコンサルタント登録制度の運営や、キャリアコンサルティングの提供・ジョブ・カード制度の普及促進を行うキャリア形成・学び直し支援センター事業を担当しています。今年で入省7年目になりますが、2、3年目に稲葉さんがいる若年者・キャリア形成支援担当参事官室の中長期的キャリア形成支援係に配属されていました。その際は、労働者の主体的なキャリアアップを支援するために教育訓練経費の一部を支給する「特定一般教育訓練給付」の創設に関わっていました。



稲葉

現在は若年者・キャリア形成支援担当参事官室にいます。室の窓口として、とりまとめ業務を行っており、また、若年者の就労支援を中心に、新卒応援ハローワークやわかものハローワーク、地域若者サポートステーション等に関する業務にも関わっています。大学時代は教育学を学んでいたのですが、現在の仕事は就職ガイダンス等、キャリア教育の観点から学校教育とのつながりもあるので、教育学の知見や、大学時代の経験を生かしながら、仕事ができています。先日中学校に視察に行く機会があり、今後は高校・大学にも視察に行けるようなので、学生時代に修得した教育学の知見と視察で学んだ現場の課題を、今後、当室の施策を考えていく際に生かしていきたいと思っています。

メンターに相談したこと



藤井

稲葉さんは仕事の覚えも早く、業務に関する初歩的な相談はなかったですね。今後の研修や、係長不在時の動き方等、前向きな相談が多かったと思います。仕事ぶりを見ると、自分が1年目の時と比べものにならず、感動しています。



稲葉

係長が不在になる際、その分の仕事をこなす必要もあるので、藤井さんが係長として仕事を進める際に気を付けている点等について教えていただきました。



藤井

1年目に任された仕事をこなすだけでもすごいことですが、自分の担当の仕事だけでなく係全体の仕事について考え、係長の視点も意識しながら貢献しようとしている。責任感もあり、素晴らしいと思います。



稲葉

藤井係長にはなんでも相談できるので、現在の業務に直接関係のないことでも勉強として聞くこともあります。なんでも聞けるので、ありがたいです。



藤井

厚生労働省の雇用・労働分野を担当する部局では人間科学職を含むいくつかの職種が配属され、それぞれの専門性を生かし協力しながら業務を進めています。このため、上司・部下が同じ人間科学職ではない場合が多いのですが、こうした状況において、メンター制度等により、気軽に同じ職種の先輩に相談できる体制があることは、円滑な業務の遂行にあたって重要だと思います。



稲葉

まさに現在、他職種の係長、補佐のもとで業務を進めていますが、困ったことがあれば、藤井係長をはじめ、人間科学職の先輩方に相談することもあります。どの先輩も優しく相談に乗ってくれるので、非常に心強いです。これからも、職場の先輩方と協力しながら業務を進めていきたいと思っています。

こんな行政官になりたい



稲葉

入省時、幹部に「ハローワークを語れる職員になりなさい」と言われました。「ハローワークを語れる職員」になるために、より一層職業安定行政への知見を深めたいです。ただ、人間科学職の先輩方の中には、職業安定行政にとどまらず、こども家庭庁や労働基準局などに配属されている方もいるので、私も様々な分野で働きながら、厚生労働行政全体に対する知見を深めていきたいと思っています。



藤井

将来的には、職業安定行政に深く関わる業務に携わることが多いのですが、若手のうちに、社会福祉分野や労働基準分野といった、職業安定行政と隣接する領域の知見も深めていってほしいと思います。そこで得た知見は、職業安定局で仕事をする際にも役に立つものになります。稲葉さんには今後、行政官として様々な経験を積み、人間科学職を引っ張っていけるような人になってほしいですね。

1日のスケジュール

9:30

登庁

室内の皆さんに挨拶をし、メールの確認をします。
他課室から依頼などが来ている場合は室内の担当係に取り次ぎます。

10:00

労働局からの照会への対応

労働局からの疑義が生じた案件に関する照会について、法令や過去の事例などを参照しながら、回答を作成します。

11:30

昼食

同期と一緒に食べることが多く、
午後に向けてリフレッシュできる時間です。



13:00

都道府県労働局ヒアリング

労働局の担当者から、ハローワークにおける職業紹介業務の状況や工夫についてヒアリングします。

16:00

電話対応

ハローワークの利用や求人などに関する一般の方や労働局からの問い合わせに対応します。

18:15

退庁

明日以降に取り組む業務を整理し、退庁します。



う つのみや ゆうな
宇都宮 優菜

職業安定局 総務課
首席職業指導官室 職業紹介係

育児休業について

令和4年11月に長女が生まれ、半年間の育児休業(育休)を取得しています。育休取得前は職業安定局雇用保険課の給付係長として、失業等給付(失業した方の安定した生活を支援し、早期再就職を支援するための給付)に加えて、育児休業給付も所掌していました。

「まず隼より始めよ」とのことで、令和4年10月から始まった「産後/パパ育休(妻の産後8週間以内に4週を限度として育児休業を取得可能)」や「育休の分割取得制度」も活用したい旨、上司等にも相談してみましたが、私の意向を最大限汲んでいただき、妻の出産にも急遽休暇を取得して立ち会うことができました。

子の生後半年以上経過しましたが、初めて寝返りをした瞬間に立ち会えたり、離乳食の幅が広がる様を見ることができたりと、育休を取得しなければ経験できなかったことも多く、(日々大変なことはありますが、それ以上に)仕事とは違った充実感を、妻とともに味わうことができています。

半年間職場を離れることについて当初は不安もありましたが、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方が省内幹部以下男性職員にも浸透しつつあり、安心して育休に入ることができました。

今回の経験を活かし、1人の親としての意見も、施策立案等に反映していきたいと考えています。(実際に私の意見が採用されて、母子健康手帳の様式が修正されました！)



よ こ た ゆうすけ
横田 雄介